

## 高岡地区広域圏事務組合における長期継続契約取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、契約の公平性、健全性を確保するため、高岡地区広域圏事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成23年高岡地区広域圏事務組合条例第1号。以下「条例」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

### (契約期間)

第2条 長期継続契約の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 条例第1号に規定する契約 5年以内
- (2) 条例第2号に規定する契約 3年以内

### (予算措置)

第3条 条例第1号及び第2号における契約は、契約開始年度の予算措置があったものについて適用する。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。